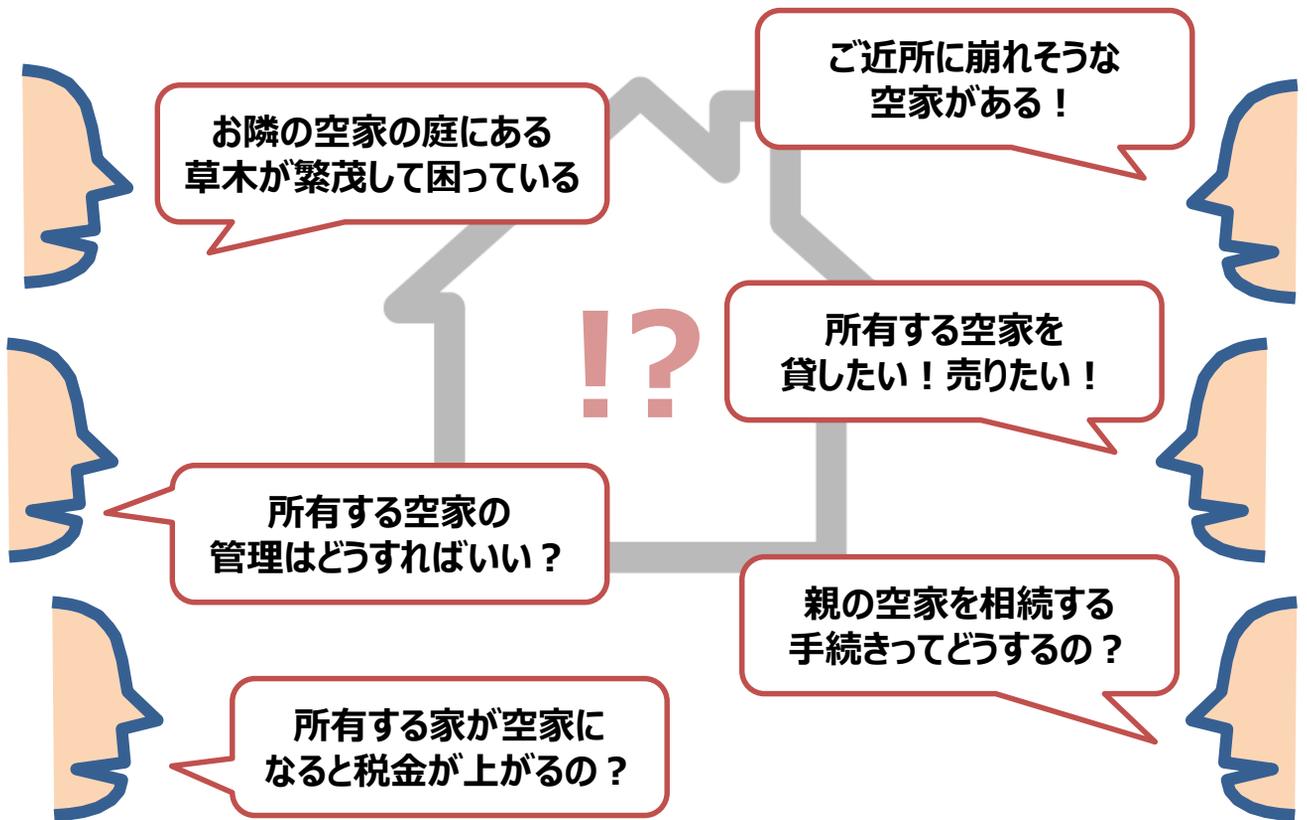


旭区役所では、区内の空家に関する ご相談をお受けしています

大阪市では、平成28年4月より各区役所に相談窓口を設置しています。



管理上問題がある空家については、現地を確認し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、所有者を特定し、所有者への働きかけなど、解決に向けた取り組みを進めます。

また、空家の利活用などについては、その内容に応じて各種専門家などをご案内します。

【お問い合わせ】

旭区役所 防災安全課（区役所1階 2番窓口）

電話 06-6957-9192

受付時間 月～金曜日 9時～12時15分・13時～17時30分
祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

空家について Q&A

【Q1】 空家って何が問題なの？

【A1】

- 空家 = 問題ということではありません。
- 日頃の点検の中で、定期的に訪問し、傷んでいるところがないかなどの点検を行い、近隣に迷惑をかけることなく**適切に管理**されていれば**問題ありません**。

【Q2】 特定空家って何ですか？

【A2】

- 次の4つの状態のいずれかに該当する空家のことです。
 - ① **倒壊などの保安上危険となるおそれのある状態**（例えば、屋根や外壁などの脱落・飛散のおそれがあるもの）
 - ② **衛生上有害となるおそれのある状態**（例えば、ごみの放置や不法投棄による臭気の発生やネズミ、ハエ、蚊などの発生があるもの）
 - ③ **景観を損なっている状態**（例えば、多数の窓ガラスが割れたまま放置されているもの）
 - ④ **生活環境の保全上、不適切な状態**（例えば、庭の草木が道路にはみ出し通行を妨げているもの）

【Q3】 特定空家に認定されるとどうなるの？

【A3】

- 不適切な状態が是正されないと、空家のある市町村から**助言・指導**を受けます。
- その後も助言・指導に従わない場合は**勧告**を受けることになります。
- **勧告**を受けると、土地にかかる**固定資産税の優遇措置が適用されなくなります**。

【Q4】 危険な空家を行政で取り壊してもらえますか？

【A4】

- 建物の**管理責任は、基本的には所有者**にあります。
- 区役所では、まず所有者を探し出し、**所有者に不適切な状態の是正を求めます**。
- どんな空家でも私有財産であり、危険だからといって、行政が法的手続きを経ることなく、勝手に取り壊すことはできません。